

平成29年3月より居宅訪問型保育事業を開始します

居宅訪問型保育事業は、医療的ケアが必要な乳幼児の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行うもので、平成27年4月より新たに区市町村の認可事業として位置づけられた地域型保育事業の一つです。

世田谷区は、平成29年3月1日より、居宅訪問型保育事業を開始します。

居宅訪問型保育事業では、日中、重症心身障害児施設等と連携しながら、長時間の預かりを行います。

1 対象となるお子さん

保育の必要性があり、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められ、申込み要件（資格）を満たし、運営事業者との面談において預かりが可能と判断されたお子さん

2 対応できる医療的ケア

たんの吸引、経管栄養（経口栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）
詳細は運営事業者にお問い合わせください。

3 申込み要件（資格）

- (1) 世田谷区在住で、保育認定（保育短時間認定）を受けること
- (2) 集団保育が著しく困難であると認められること
- (2)については、入園前相談、障害児等保育実施会議の意見・助言等に基づき区で判断します。

4 保育を行う日

月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始は休み）
詳細は運営事業者にお問い合わせください。

5 利用者負担額（保育料）

保育料は認可保育園等と同様に、お子さんのクラス年齢及びそれぞれの世帯の住民税の所得割課税額により決定します。また、保育料のほかに保育者の交通費実費等がかかります。

詳細は運営事業者にお問い合わせください。これらは、事業者へ直接お支払いいただきます。

6 運営事業者

名称（仮称）	運営法人及び連絡先	利用定員	保育開始年齢（原則）	保育時間
障害児訪問保育 アニー	特定非営利活動法人フローレンス 03-5275-1161	3名	満1歳以上	午前8時から午後6時の うち最長8時間
ほわわびじっと1	社会福祉法人むそう 03-6805-6470	1名	生後57日から	午前9時から午後5時

保育開始年齢や保育時間について、詳細は運営事業者にお問い合わせください。

<裏面あり>

7 利用申込から事業開始まで

(1) 利用申込の流れについて

事前に電話で保育認定・調整課入園担当までご相談のうえ、利用申込みをしてください。申込書類は電話相談受付後に郵送配布いたします。申込書類の提出後は以下の流れとなります。

「入園前相談（面談、聞き取り）」

利用者（保護者とお子さん）は保育課及び保育認定・調整課にて、面談、聞き取り等による入園前相談をします。

「障害児等保育実施会議」

区は医師、学識経験者、障害児施設等の施設長からなる障害児等保育実施会議の意見、助言に基づき対象児を決定します。

「利用調整（内定者の決定）」

区は、対象児が定員を超える場合は、保育の必要性に基づく利用調整を実施し、内定者の決定を行い、支給認定結果を通知します。

「契約・利用開始」

内定者は、支給認定結果等をもとに、事業者と面談を行い、受入可能であれば契約の上、利用を開始します。

居宅訪問型保育事業は平成29年3月1日から開始します。

平成29年3・4月分の電話相談の受付は、11月1日から開始し、11月25日に締め切ります。

平成29年5月以降利用開始分の書類提出締切は、通常の保育園等の申込と同様に利用希望開始月の前月10日（閉庁日のにあたる場合は直後の開庁日）となりますので、ご希望の方はなるべく早めに電話相談をしてください。

(2) 申込みにあたっての注意事項

通常の保育との併願はできませんのでご注意ください。

延長保育は行っておりません。

給食の提供はありません。お子さんの食事・おやつ等をご家庭でご用意ください。

(3) 電話相談の締切（平成29年3・4月分）

平成28年11月25日（金）17時まで（厳守）

8 問い合わせ先

1 入園・申込みの方法などについてのお問い合わせ

保育認定・調整課 入園担当 電話 5432-1200
Fax 5432-1506

2 居宅訪問型保育事業について

保育課 教育・保育施設担当 電話 5432-2335